

津山税務署からのお知らせ

申告会場は大変混み合います。 申告書の作成はご自宅で！ 便利で簡単！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して **e-Tax** 又は郵送で提出してください。

※e-Taxによる申告は『マイナンバーカード』と『ICカードリーダライタ』の準備が必要です

～「確定申告書等作成コーナー」の4つのメリット～

①税務署に出向く
必要なし！

②自動で税額を
計算します！

③いつでも
利用できます！

④プリントサービス
にも対応！

給与所得・年金所得の方は、見やすさ、分かりやすさを重視した、専用画面を利用すれば初めてでも簡単に申告書を作成できます。

☆平成28年分の確定申告書の受付期間

所得税 及び 復興特別所得税	平成29年2月16日(木)から 平成29年3月15日(水)まで
消費税 及び 地方諸費税	平成29年3月31日(金)まで

※確定申告期間中の土・日曜日は税務署の閉庁日であり、申告相談及び窓口での受付は行っておりません。
なお、申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

☆申告会場の開設日程

設置期間：平成29年2月16日(木)～平成29年3月15日(水)まで

場 所：津山税務署(庁舎別館1階) 津山市田町67番地

受付時間：午前9時～午後4時(相談は午後5時まで)

【ご注意ください】

※3月15日間近になると大変混雑しますので、お早めに申告されることをお勧めします。

※税務署の駐車場は台数に限りがありますので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

※お住まいの市町村の申告相談の日程等は、各市町村の税務担当課にお尋ねください。

☆社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

平成28年の確定申告書には『マイナンバーの記載(12ケタ)』と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。**マイナンバーの記載漏れ、記載誤りには十分ご注意ください。**

※本人確認書類(①又は②のいずれかが必要です)

①マイナンバーカード

②マイナンバー通知カード + 運転免許証、パスポートなどの顔写真入りの身分証明書

※e-Taxをご利用の場合には、『本人確認書類』は不要です。

☆復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

※原則として所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することとされています。

※還付申告の方を含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

☆にせ税理士にご注意ください！

税理士登録のない人が税理士業務を行うことは法律で禁止されています。

☆納税は、便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成し、納期限までに税務署か金融機関に提出してください。

☆確定申告に関する一般的なご相談のお問い合わせ先

確定申告テレフォンセンターのご案内 **☎0868-22-3147** (税務署の代表番号と同じです)

※音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。

開設期間：平成29年1月18日(水)～3月15日(水)まで(土・日・祝日を除きます。)

受付時間：午前8時30分～午後5時まで 受付内容：確定申告に関する一般的なご相談・確定申告書等の発送